

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 令和四年三月七日

告示

岐阜県告示第九十号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年三月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 エチルニ(一) (五)フルオロベンチル(一)H インドール三カルボキサミド(三)・三ジメチルブタノアイト及びその塩類(通称五F EDMB PICA、五F EDMB ニ(一〇))
- 2 ニ(三)メトキシフェニル(二) (プロピルアミノ)シクロヘキサンオン及びその塩類(通称Methoxpropamine、MXP)
- 3 ニ(四)エトキシフェニル(メチル)五ニトロ(一)ニ(二)ピロリジニール(エチル)一H ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類(通称Etonitazepyn、N Pyrrolidino Etonitazen (e))
- 4 一・ニジフェニル(二) (ピロリジン)一イル(エタン)一オン及びその塩類(通称 DニPV、A DニPV)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日
令和四年三月八日

令和四年三月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社